



目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
◎告示(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正(2件)	(広報広聴課) 1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要	(経営支援課) 1
○大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要	( " ) 2
○道路の区域変更	(道 路 課) 2
○道路の供用開始	( " ) 2
公 告	
○ふぐ処理師試験の実施	(食品・衛生課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
正 誤	
◎正誤(平16・7・30付け 目次ほか)	4

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第67号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3の(2)の表9の(2)の項中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に、「第12条第1項及び第2項」を「第12条第1項及び歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条第1項」に改め、同表の10の(3)の表3の(2)の項中「自伐林家等支援事業費補助金」を「自伐林家等支援事業費補助金、森林整備加速化事業費補助金」に改める。

附 則

この規則中別表第3の10の(3)の表3の(2)の項の改正規定は公布の日から、同表の3の(2)の表9の(2)の項の改正規定は平成21年9月1日から施行する。

訓 令

高知県訓令第7号

本 庁  
各出先機関

高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県中山間総合対策本部設置規程(平成7年4月高知県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「政策企画部長及び農業振興部長」を「理事(交通運輸政策担当)、地域福祉部長及び産業振興推進部長」に改め、同条第4項中「政策企画部副部長、健康福祉部副部長、商工労働部副部長」を「総務部副部長、危機管理部副部長、健康政策部副部長、地域福祉部副部長、文化生活部副部長、産業振興推進部副部長、商工労働部副部長、観光振興部副部長」に、「森林部副部長、海洋部副部長」を「林業振興・環境部副部長、水産振興部副部長、土木部副部長」に、「及び次長が複数の場合は」を「又は次長が2人以上あるときにあっては」に、「別に指名する」を「指名した」に改め、同項ただし書中「必要と認めた場合には」を「必要があると認めるときは」に、「の参画を求める」を「を本部員とする」に改める。

第5条を削る。

第6条第2項中「別に」を削り、同条を第5条とする。

第7条第3項中「政策企画部地域づくり支援課長」を「産業振興推進部地域づくり支援課長」に、「政策企画部地域づくり支援課長補佐」を「産業振興推進部地域づくり支援課長補佐」に改め、同条第4項中「政策企画部地域づくり支援課」を「産業振興推進部地域づくり支援課」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「(雑則)」に改め、同条中「別に」を削り、同条を第7条とする。

附 則

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

告 示

高知県告示第499号

平成15年4月高知県告示第226号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

表中「地域福祉政策課」を「健康長寿政策課」に改める。

高知県告示第500号

平成15年4月高知県告示第226号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正し、平成21年9月1日から施行する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

表中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

高知県告示第501号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 法第8条第1項の規定により四万十市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示

平成21年3月高知県告示第161号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ四万十店

四万十市具同211ほか

3 意見の概要

(1) 道路交通について

本開発区域内の北側において一定の幅員を持った道路が新設され、この道路が開発区域内の北側市道に接続されることになるが、この市道を含む既存の市道等は、幅員が狭小な箇所が多いことから、店舗来客者の車両が集中するようなことがあれば、開発区域外の北側地区における道路交通に何らかの支障をきたすことが懸念される。このため、届出者は、周辺の道路交通事情に配慮し、地区住民の生活の利便性が損なわれないような措置(警備員、看板等による周知)を講ずるべきではないかと考える。

(2) 騒音及び振動について

出店地は、騒音・振動規制指定区域内であるので、特定建設作業実施届出書を提出の上、低騒音型・低振動型の機器を使用し、騒音及び振動の発生に十分注意して作業すること。

なお、営業に当たっては、騒音に係る環境基準の基準値を超える騒音が発生することがないように、十分注意して営業すること。

(3) 廃棄物処理について

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する

る法律(昭和45年法律第137号)を遵守し、適正に処理を行うこと。また、廃棄物の保管場所等は、周辺環境の景観を損なわないような対策を講ずること。

高知県告示第502号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 法第8条第2項の規定により述べられた意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
平成21年3月高知県告示第160号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ土佐山田店  
香美市土佐山田町秦山町三丁目59-4ほか
- 意見の概要
  - 長年利用し、現在もなお利用している者がいるため、建設予定地内を東西に流れる水路に関しては、現状維持をしていただきたい。
  - 溢水を防ぐため、敷地内に降った雨水に関しては、あけぼの街道下に埋設されている雨水管に導入すること。
  - 法第1条に規定する「周辺の地域の生活環境の保持のため」、日差しを遮断しないように東西のパラベットは取り除くこと。もし、パラベットが必要であれば、その高さは、地上より一般住宅2階建ての高さまでとすること。
  - 現地説明会では、最も接近している所は、境界から50センチメートル未満であったが、隣家の境界から最低でも1メートルは離して建設すること。
  - 現在もなお良質の地下水を生活用水等に使用している家庭が存在しているため、地下水の使用(15ないし20立法メートル/日)に関しては、地域の地下水が枯渇した場合は、建設者側の費用負担で各家に配水すること。
  - 法第1条に規定する「周辺の地域の生活環境の保持のため」、敷地の西側と南側とにフェンスを設けること。また、各家に面する駐車場には、防音及び遮光フェンスを設けること。
  - 建設がなければ太陽光発電が妨げられないため、太陽光発電を設置している家庭に関しては、建設されることによって生ずる太陽光発電の発電量減少による損害を賠償すること。
  - 建設によって隣家家屋に新たに生ずる問題に対しては、時のいかに問わず補償すること。

高知県告示第503号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年7月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 大川土佐
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村中切字 中谷238番1から 土佐郡大川村中切字 中谷221番1まで	前	12.9 34.5	107
	後	6.5 7.5	

高知県告示第504号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年7月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 昭和中村
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市蕨岡字浅ノ向乙 1793番から 四万十市蕨岡字浅ノ向乙 1767番1まで	160	平成21年7月24日

公 告

ふぐ取扱い条例(昭和36年高知県条例第34号)第11条第1項の規定による平成21年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。  
平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の期日  
平成21年10月20日(火)
- 試験の場所  
高知市南久万58-1 RKC調理師学校
- 試験科目及び時間  
(1) 筆記試験(午前10時から) 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規  
(2) 鑑別試験(午前11時30分から) ふぐの種類及び部位の鑑別  
(3) 実技試験(午後1時30分から) ふぐの処理の実技
- 受験の手続  
県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出すること。  
(1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨を直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通  
(2) 写真1枚(名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの)
- 受験手数料  
5,280円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。)
- 受験願書の受付期間  
平成21年9月15日(火)から同月25日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間に受け付ける。  
なお、郵送による場合は、平成21年9月25日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先  
(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所(当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所)  
(2) 県外居住者は、高知県健康政策部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)
- その他の注意事項  
(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。  
(2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験の場所に集合すること。  
(3) 不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定によ

り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成21年7月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年2月9日 20高都計第603号	香美市土佐山田町字 須江野開669番1の 一部	香美市土佐山田町 668番地 坂田 智代

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平16・7・30	8668	目次	1	左 (25・26)	◎教育委員会の所管する施設に係る使用料の現金領収証書の様式	○教育委員会の所管する施設に係る使用料の現金領収証書の様式
平21・6・9	9147	◎規則	24	右 (11・12)	据置期間3年以内を含む	据置期間3年を含む
				右 (24・25)	据置期間3年以内を含む	据置期間3年を含む
			25	左 (5・6)	据置期間3年以内を含む	据置期間3年を含む
				左 (18・19)	据置期間3年以内を含む	据置期間3年を含む
				左 (31・32)	据置期間3年以内を含む	据置期間3年を含む
				右 (3・4)	据置期間5年以内を含む	据置期間5年を含む
				右 (44・45)	据置期間5年以内を含む	据置期間5年を含む
28	左 (20～22)	据置期間3年以内を含む	据置期間3年を含む			
平21・6・26	9152	目次	1	左 (12)	○高知県議会定例会の招集	○高知県議会定例会の召集
		○告示		中 (18)	招集する	召集する